

障害児通所支援事業所各位

芦屋市こども・健康部子育て推進課

学校再開後の障害児通所支援事業所の対応について（その2）

平素より本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、「学校再開後の障害児通所支援事業所の対応について」（令和2年6月5日付事務連絡）の通りお示ししておりましたが、その後の国の通知を踏まえ、本市における7月以降の障害児通所支援事業所の取扱いについて、下記の通りお知らせいたします。なお、下記1、2の取扱いは、放課後等デイサービス事業所に限ります。

記

1. 放課後等デイサービスの基本報酬について

①学校休業日単価の終了について

学校休業日単価の終了日は、7月31日とします。終了日までは、全ての児童について学校休業日単価で算定してください。

②8月以降の報酬単価について

新型コロナウイルス感染症の影響により、夏季休業期間が児童によって異なる場合があります。夏季休業期間の学校休業日単価の取扱いについては、後日通知いたします。

2. 放課後等デイサービスの6月以降の利用者負担及び報酬請求の取扱いについて

別途お知らせしている「新型コロナウイルス感染症防止に関連する放課後等デイサービス利用等に関する6月以降のサービス提供分に係る利用者負担及び報酬請求の取扱いについて」（令和2年7月6日付芦屋市こども・健康部子育て推進課）の通りです。以前の取扱いからの変更点・注意点等記載しておりますので、ご確認ください。

3. 電話等による代替的支援の取扱いと注意点について

- ・当面の間、継続とします。ただし、**新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望**の場合に限ります。単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。
- ・代替的支援を行った日時、支援方法、支援内容等について、必ず記録を残してください。
- ・代替的支援は、通常の支援の提供の代替手段という位置づけであるので、**サービス等利用計画に基づいた利用予定日に提供を行うことを基本**としてください。同一日にサービス提供が重複した場合、1日に報酬請求できる事業所は1事業所のみとなります。

4. 定員超過減算・人員欠如減算の取扱いについて

新型コロナウイルスに関連した利用により、定員を超えて児童を受け入れた場合や、一時的に人員基準を満たさない場合については、当面の間、定員超過減算・人員欠如減算を適用しないこととします。ただし、安全・衛生管理については十分に配慮し、人員基準等を著しく欠い

た運用とならないように注意してください。

5. その他

- ・ ご不明な点については市へお問い合わせください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う利用者の利用自粛により、収入等が20%以上減額した市内事業所に対し、事業継続支援金を支給します（支給額：1法人あたり30万円（上限）、申請受付期間：8月31日（月）まで）。申請方法等はホームページをご確認ください。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/shougai/korona/jigyokeizokusien.html>

（連絡先）

芦屋市こども・健康部子育て推進課

電話 0797-38-2045（直通）